（別紙）　目　録
⑴土地　佐用郡佐用町本位田字三反田甲446番１
宅地　487.63平方メートル
⑵登記年月日番号　神戸地方法務局龍野支局明治44年２月10日受付第1719号
⑶登記した権利の内容
登記の目的　買戻特約
原因　明治44年２月９日特約
期間　明治49年２月限り
買戻権者　佐用郡佐用村ノ内本位田村30番邸
小坂恵太郎

## 破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

**平成２６年（フ）第４１号**
長野県伊那市東春近461番地
債務者　株式会社マツムラ
代表者代表取締役　白鳥　昭治
１　決定年月日時　平成26年７月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　三浦　由美（登録名愛川）
４　破産債権の届出期間　平成26年８月31日まで
５　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成26年10月29日午前11時30分
長野地方裁判所伊那支部

**平成２６年（フ）第５１５号**
千葉県船橋市宮本８丁目22番14号
債務者　株式会社ベルシオン
代表者代表取締役　大村　正樹
１　決定年月日時　平成26年７月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中井　淳一
４　破産債権の届出期間　平成26年８月４日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月15日午後１時30分
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２６年（フ）第５４２号**
千葉県船橋市習志野４丁目16番14号
債務者　有限会社カーテクノすずき
代表者取締役　鈴木　重幸
１　決定年月日時　平成26年７月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岩橋　一登
４　破産債権の届出期間　平成26年８月７日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月８日午後３時
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２６年（フ）第２０号**
千葉県南房総市高崎1287番地の１
債務者　有限会社松坂屋商店
代表者代表取締役　松坂　博司
１　決定年月日時　平成26年７月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　髙橋　信正
４　破産債権の届出期間　平成26年８月８日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月３日午後２時
千葉地方裁判所館山支部

**平成２６年（フ）第２２６号**
東京都杉並区高円寺南２丁目37番23号
債務者　日本航洋合資会社
代表者代表社員　渡邊　忠志
１　決定年月日時　平成26年７月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　竹内　克己
４　破産債権の届出期間　平成26年８月８日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月16日午前11時
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２６年（フ）第８２９号**
愛知県半田市前崎東町20番地
債務者　株式会社大三化成
特別代理人　田中　亮次
１　決定年月日時　平成26年７月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　渡邊　健司
４　破産債権の届出期間　平成26年８月８日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月21日午後１時10分
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２６年（フ）第９２０号**
愛知県瀬戸市八幡町313番地
債務者　有限会社インテリア四季
代表者代表取締役　野崎　雅彦
１　決定年月日時　平成26年７月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鴨下沙登子
４　破産債権の届出期間　平成26年８月８日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月15日午前10時35分
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２６年（フ）第４４号**
長野県岡谷市南宮１丁目６番５号
債務者　有限会社大七高林養魚場
代表者取締役　高林　和行
１　決定年月日時　平成26年７月９日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　縄田　政幸
４　破産債権の届出期間　平成26年８月11日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月17日午前10時
長野地方裁判所諏訪支部

**平成２６年（フ）第２４号**
山形県鶴岡市油戸480番地の１
債務者　有限会社阿部プラスチック産業
代表者代表取締役　阿部　幸子
１　決定年月日時　平成26年７月９日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　加藤　　栄
４　破産債権の届出期間　平成26年８月15日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月19日午前10時30分
山形地方裁判所鶴岡支部

**平成２６年（フ）第５７号**
岡山県真庭市中453番地の１
債務者　株式会社小林商店
代表者代表取締役　小林　美光
１　決定年月日時　平成26年７月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山田　拓男
４　破産債権の届出期間　平成26年９月１日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月６日午後１時30分
岡山地方裁判所津山支部

## 破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

**平成２６年（フ）第９４号**
滋賀県近江八幡市安土町下豊浦3504番地
債務者　中村　卓也
１　決定年月日時　平成26年７月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岡田　俊也
４　破産債権の届出期間　平成26年８月19日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月６日午前11時30分
６　免責意見申述期間　平成26年８月27日まで
大津地方裁判所彦根支部

**平成２６年（フ）第１６４号**
神奈川県厚木市田村町11番18―311号、前住所神奈川県厚木市恩名５丁目８番３―808号
債務者　備前　　薫
１　決定年月日時　平成26年７月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　湯淺　文憲
４　破産債権の届出期間　平成26年８月11日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月17日午後２時
６　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２６年（フ）第２３３号**
神奈川県秦野市曽屋5789番地の５、前住所神奈川県足柄上郡松田町松田惣領1516番地
債務者　石田　大介
１　決定年月日時　平成26年７月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　加藤　　勝
４　破産債権の届出期間　平成26年８月11日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月６日午後３時30分
６　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部